

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第60号

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市河川法施行条例（平成12年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、流水の占用等を行うことができる期間が翌年度以降にわたるときは、当該流水の占用等を行おうとする者は、翌年度以降の流水占用料等について、毎年度、当該年度分を市長が指定する日までに納入しなければならない。ただし、当該流水の占用等を行おうとする者から当該期間の分の流水占用料等を一括して納入したい旨の申出があった場合において、市長が当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がないと認めるときは、これを一括して納入させることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定により納入すべき流水占用料等の額が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額の納入が困難であるときは、年 4

回以内において分割納入させることができる。

別表 2 土地占用料の表中

|   |        |   |        |       |
|---|--------|---|--------|-------|
| 「 |        | 「 |        |       |
|   |        |   |        |       |
|   | 3, 400 |   | 3, 500 |       |
|   | 4, 600 |   | 4, 700 |       |
|   | 2, 000 |   | 2, 100 |       |
|   | 3, 200 |   | 3, 300 |       |
|   | 4, 500 |   | 4, 600 |       |
|   | 2, 600 |   | 2, 700 |       |
|   | 19     |   | 20     |       |
|   | 54     |   | 55     |       |
|   | 77     | を | 79     | に改める。 |
|   | 120    |   | 120    |       |
|   | 150    |   | 160    |       |
|   | 230    |   | 240    |       |
|   | 310    |   | 320    |       |
|   | 540    |   | 550    |       |
|   | 770    |   | 790    |       |
|   | 1, 500 |   | 1, 600 |       |
|   | 1, 000 |   | 1, 100 |       |
| 」 |        | 」 |        |       |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名古屋市河川法施行条例第 3 条第 2 項ただし書の規定は、施行日以後にされる河川法（昭和39年法律第 167 号。以下「法」という。）第 100 条において準用する法第23条、第24条若しくは第25条の規定による許可又は法第 100 条において準用する法第23条の 2 の規定による登録

（以下「許可等」という。）に係る流水占用料等について適用し、施行日前にされた許可等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。